

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

五島市

2 構造改革特別区域の名称

椿の島・五島市どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

五島市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

五島市（以下「本市」という。）は、平成16年8月1日に、1市5町（福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町及び奈留町）が合併して誕生した市である。

位置は、九州の最西端に位置し、長崎県の西方海上約100km、五島列島の南西部にあり、11の有人島と52の無人島で構成されている。

福江島の西側の海岸は海蝕崖が連なり、特に大瀬崎の断崖、嵯峨島の火山海蝕崖の景観は美しく、その大部分が西海国立公園に指定されるなど、豊かな自然環境を有している。また、「東の大島、西の五島」と並び称されるほどの椿の自生地でもある。

気候は、対馬暖流の影響を受けて年間平均気温が17.6℃と温暖であり、年間平均降水量は2,642mm程度、台風の常襲地帯である。

(2) 人口

本市の人口及び世帯数は減少傾向にあり、平成2年の国勢調査では人口が54,143人、世帯数が20,187世帯、平成27年の国勢調査では人口が37,327人、世帯数が17,425世帯となっており、平成2年からの25年で人口が16,816人(△31%)、世帯数が2,762世帯(△14%)減少している。

世帯当たりの人員は、平成2年では2.7人/世帯だったが、平成27年では2.1人/世帯と減少し核家族化が進行している。

65歳以上を占める人口は13,710人で高齢化率は約37%となっており、近年、高齢化が進むと同時に人口も減少している。

(3) 産業

平成26年度の本市の産業の総生産額は、第1次産業が約54億円(5%)、第2次産業が約155億円(14%)、第3次産業が約882億円(81%)という状況である。

平成27年度の国勢調査によると、就業者数は16,236人で、1次産業が2,491人(15%)、2次産業が2,114人(13%)、3次産業が11,391人(70%)となっている。※分類不能が240人(2%)。

基幹産業である農水産業においては、高齢化の進行や担い手不足により就業者数が減少していることから、担い手が魅力を感じられるよう安定的な収入を確保していく必要がある。このため、生産性の向上や6次産業化による経営力向上など、持続可能な力強い産業として発展していけるよう対策を講じている。

農業については、肉用牛、葉たばこが基幹作物となっているが、最近では、ブロッコリー、中玉トマト、高菜の産地化を進めている。

水産業では、一本釣り、はえ縄、定置網が主体であるが、生産の主体であるまき網漁業とあわせて減少傾向にある。現在、マグロ養殖の基地化を進めており、今や全国的にも有数の生産基地となり、近大マグロに象徴される人工種苗の養殖マグロが本格出荷される予定があるなど飛躍的な増産が見込まれている。

このほか、再生可能エネルギー産業では、浮体式洋上風力発電の風車10基程度のウィンドファーム設置の計画があり、新たな産業の創出、雇用の創出に期待が寄せられている。

(4) 特例措置を講じる必要性

若者の流出、就業人口や各産業における担い手の減少により、地域の活力が失われつつあるが、地元産米を原料としたどぶろくを製造・提供することにより、特に高齢化や人口減少が顕著な農村部における雇用の創出、定住人口及び交流人口の増加につながり地域活性化が図られる。

5 構造改革特別区域計画の意義

先述のとおり、本市においては、人口減少が進んでいる。特に中心商店街を有する旧福江市に比べて周辺部である旧5町の人口減少率が高い。これらの地域にお

いては市外への人口流出に加えて旧福江市の中心部への流出も推察され、人口減少に合わせて地域の活力が失われつつある状況である。その一方で、古民家を活用したゲストハウス、カフェ、私設図書館の開設など、地域活性化に向けた民間レベルの取組が活発化している。

そのような中、福江島の南東部にある旧富江町の田尾地区においても、地区の元気を取り戻そうと地元住民らで構成する「一般社団法人 田尾フラット」が設立された。この地区は、市中心部から約15km離れた小さな集落である。地区内には白い砂浜の海岸やそこに流れ出る小川、集落の背後には山や田園が広がっており、自然に恵まれた集落であるが、高齢化率が約50%、小学生未満の幼児は0人という少子高齢化、過疎化が顕著であり、商店、飲食店や宿泊施設もないため、住民以外は立ち寄ることがほとんどない集落となっている。

同法人は、こうした状況を打開し都市と農山漁村の交流、移住促進等を図るため、旧田尾小学校を活用した、地元産農産物や加工品の生産・販売、五島産食材を生かしたカフェと宿泊施設の開設に向けて準備を進めており、当該施設において、本市のシンボルであるヤブ椿の花から分離された「五島つばき酵母」を使った「どぶろく」を集客の目玉の一つとする計画である。

特例措置によるどぶろくの製造・提供は、こうした過疎化が特に顕著な地域における地域おこし活動の起爆剤となり、交流人口の増加、雇用の創出及び定住促進につながり、本市全体の地域活性化の一助となることが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

海と山に囲まれた豊かな自然で育まれる地元産米や五島つばき酵母などの五島ならではの原料を活用した「どぶろく」を地域おこしのアイテムとして本市内外に情報発信していくことで、本市が関係自治体と協力して目指している「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産への登録や2020年に本市で開催予定の国際ツバキ会議・全国椿サミットをきっかけとして増加が期待される観光客を周辺地区に呼び込むなどして本市全体の交流人口の増加を目指す。

また、地域おこしのプロジェクトに携わる人々が結集することで定住人口の増加に繋げ、特に過疎化が進む農村部の住民が豊かに持続可能な集落経営を末永く実現でき、本市全体の活性化に寄与することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

計画が実現することにより、どぶろく製造から様々な方面への経済的・社会的

効果が見込まれる。

まず、遊休農地の活用に繋がり永続的な農地の保全が図られるとともに、農家所得の向上や農業後継者不足の解消が図られ担い手の確保も期待が膨らむ。

さらに、どぶろくを集客の戦略的商品として位置づけて提供することで、どぶろくを扱うカフェと宿泊施設の集客、売上増も見込まれ、都市と農山漁村の交流増加と地域への消費拡大が期待でき、地域活性化が図られる。

これらの効果は、本市内の少子高齢化や過疎化が進む地区において、特に期待されるものである。

また、どぶろくの製造に五島つばき酵母を活用する場合は、「椿の島・五島」ブランドの商品の多様化が図られる。現在、民間事業者による五島つばき酵母を活用した日本酒、ワイン、焼酎が販売されており、どぶろくの製品化によって相乗効果による酒類の販売促進が期待され、さらには本市の椿製品の知名度向上が見込まれる。

○ 数値目標

(1) 交流人口（どぶろく関連）

平成30年度	平成32年度	平成34年度
150人	9,000人	10,000人

(2) 農林漁業体験民宿・農家レストランでのどぶろく製造事業者件数

平成30年度	平成32年度	平成34年度
1件	1件	1件

(3) 農林漁業体験民宿件数

平成30年度	平成32年度	平成34年度
1件	1件	1件

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農林漁業体験民宿、農家レストランなど）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「どぶろく」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

五島市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした「どぶろく」の提供を通じて地域の活性化を図るために「どぶろく」を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特区内において、農林漁業体験民宿、農家レストランなどを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めたものに限る。）を原料とした「どぶろく」を製造する場合には、酒税法第7条第2項に規定する酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

地域特産の良品質の米を原材料とした「どぶろく」を製造し提供することで、

今まで通過点に過ぎなかった地域に人を引き込むことが可能になること、さらに五島つばき酵母を活用することにより「樅の島・五島」ブランドの商品の多様化につながることから、都市と農村の交流及び農業者の収入確保、ひいては地域の活性化が図られるため、当該特例措置の適用は必要であると考えます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。